

コロンビア月例報告（6月分）

外交・内政状況

2016年7月

在コロンビア日本国大使館

E-mail : info@ba.mofa.go.jp

I 概要

【内政】

- 1日 権力均衡法の憲法裁判所審査における一部判決
- 4日 ウリベ派による和平交渉批判運動開始
- 14日 「和平のための憲法改正法案」の国会通過
- 18～19日 オルギン外相の和平交渉参加（於：キューバ）
- 20日 通常国会の閉会
- 23日 和平交渉における「紛争の終結」等合意

【外交】

- 3～4日 オルギン外相のACS首脳会合等出席（於：キューバ）
- 13日 オルギン外相のOAS総会出席（於：ドミニカ（共））
- 14～16日 マクリ・アルゼンチン大統領の当国訪問
- 16～17日 世界経済フォーラム・ラテンアメリカ部会の開催（於：当国メデジン）
- 20日 グリンスパン・イベロアメリカ・サミット事務局長の当国訪問
- 23日 サントス大統領及びオルギン外相のキューバ訪問
- 30日 オルギン外相等の太平洋同盟閣僚会合出席（於：チリ）
- 30日～ サントス大統領のチリ訪問

II 本文

【内政】

1 権力均衡法の憲法裁判所審査における一部判決

1日、権力均衡法の憲法裁判所審査において、高等司法審議会（注：司法府の管理機関のようなもの）を廃止し、司法政府審議会（高等司法審議会よりも権限が縮小）を設置することに關して、違憲判決を下した。

2 ウリベ派による和平交渉批判運動開始

4日、ウリベ前大統領の政党、民主中道運動は、30都市以上において、和平交渉の進め方等に反対する署名活動を開始した。

3 「和平のための憲法改正法案」の国会通過

14日、「和平のための憲法改正法案」が、国会を通過した。同法の内容は以下のとおり。なお、同法は和平最終合意の国民による承認手続後に有効となる（当館注：「承認手続後」との条項は、審議最終段階で批判に応える形で追加的に挿入された）。

（1）和平のための特別立法手続

和平最終合意事項を施行するためのあらゆる立法措置は、通常要件の半分の審議回数により可決される

（2）和平のための大統領権限

法律施行後180日間は、大統領は、和平最終合意事項の施行のために、法律と同等の効力を有する政令を発布する権限を有する。

（3）和平のための投資計画

今後20年間、政府は武力紛争により多大な影響を受けた地域を優先開発する。

（4）特別合意

和平最終合意を、（国際人道法に関する）ジュネーブ諸条約に規定される「特別合意」とする。「特別合意」は条約と類似の手続で国会で審議される。

（5）憲法への挿入

和平最終合意が署名され発効すれば、同最終合意の文言はそのまま憲法に挿入され、和平合意事項施行のために参照される。

4 オルギン外相の和平交渉参加（於：キューバ）

18日及び19日、オルギン外相は、アルバロ・レイバ元鉱山大臣とともに和平交渉に参加した。協議への参加後、6月23日に「紛争の終結」について合意され、全てが順調に進めばその2カ月後（8月第3週頃）、和平最終合意が署名される可能性がある旨述べた。

5 通常国会の閉会

20日、通常国会が閉会した。閉会前に多数の法案が可決されたが、今会期において特筆される法律は、家事使用人に対する年2回のボーナスの義務化、臓器移植法の改正（死亡者からの摘出に際し本人や家族の同意を不要とするもの）等であった。

6 和平交渉における「紛争の終結」等合意

23日、キューバにおいてコロンビア政府とFARCとの和平交渉における「紛争の終結」等合意に関する式典が開催された（当館注：本件合意は交渉全6点の課題中、5点目の課題のみならず、6点目の課題の一部も含む。残る課題は6点目の一部及びこれまでの合意事項の詳細部分。）。

式典には、サントス大統領ほか、（通称）ティモチェンコFARC最高司令官、ラウル・カストロ・キューバ国家評議会議長（和平交渉の保証国として）、ブレンデ・ノルウェー外相（和平交渉の保証国として）、バチェレ・チリ大統領（和平交渉の同伴国として）、

マドゥーロ・ベネズエラ大統領（和平交渉の同伴国として）ほか、潘基文国連事務総長等が出席した。

同共同声明の概要は、以下のとおり。

（１）双方向停戦及び武装放棄に関する合意

政府、FARC及び国連政治ミッションの３者間のメカニズムを創設する。

（FARC集住地域として）２３カ所の「正常化のための農村暫定地区」及び８カ所の「野営地」（Campamento）を設置する。

国連がFARCの武器を完全に受け取り、それらの武器で３つの記念碑を建造する。遅くとも和平最終合意１８０日後には、武装放棄プロセスが終了したと見なされ、農村暫定地区及び双方向停戦はその機能を終了する。

（２）安全の保証及び犯罪組織との戦いに関する合意

政府は平和構築を脅かすような犯罪組織・行為に対する行動を強化するために必要な措置を講じる。

（３）（和平合意の国民による）承認手続に関する合意

憲法裁判所において審査中の（和平合意に関する）国民投票法案の定める手続に従う。

【外交】

１ オルギン外相のACS首脳会合等出席（於：キューバ）

３日、カリブ諸国連合（ACS）臨時閣僚会合が、４日、同首脳会合がキューバで開催され、オルギン外相が出席した。同会合においては気候変動及び持続可能な開発等につき協議された。

２ オルギン外相のOAS総会出席（於：ドミニカ（共））

１３日、ドミニカ（共）においてOAS総会が開催され、オルギン外相が参加した。同総会においては、OASの４本柱である民主主義、人権、米州安全保障及び総合開発に関連する問題につき協議された。

３ マクリ・アルゼンチン大統領の当国訪問

１４～１５日、マクリ・アルゼンチン大統領が当国を国賓訪問した。１５日、マクリ大統領はサントス大統領と会談し、経済関係の深化、農業分野での協力等につき協議した。

１６日、マクリ大統領は、当国メデジンで開催された世界経済フォーラム・ラテンアメリカ会議に出席した。

４ 世界経済フォーラム・ラテンアメリカ部会（於：メデジン）

１６～１７日、当国メデジンにおいて世界経済フォーラム・ラテンアメリカ部会が開催され、アルゼンチン、コスタリカ及びグアテマラの大統領等が参加した。

5 グリンスパン・イベロアメリカ・サミット事務局長の当国訪問

20日、グリンスパン・イベロアメリカ・サミット事務局長が当国を訪問し、サントス大統領と会談した。同会談において、本年10月28～29日に当国カルタヘナで開催予定のイベロアメリカ・サミットに関して協議した。同サミットの主要テーマは、青年、企業及び教育である。

6 サントス大統領及びオルギン外相のキューバ訪問

23日、キューバにおいてコロンビア政府とFARCとの和平交渉における「紛争の終結」等合意に関する式典が開催され、サントス大統領及びオルギン外相が出席した。

7 オルギン外相等の太平洋同盟閣僚会合出席（於：チリ）

30日、チリで開催された太平洋同盟閣僚会合にオルギン外相及びラコトゥール商工・観光大臣が参加した。

8 サントス大統領のチリ訪問（注：太平洋同盟首脳会合出席部分は7月の定期報告に含める）

30～7月1日、7月1日に開催の太平洋同盟首脳会合に参加するため、サントス大統領はチリを訪問し、30日、ソリス・コスタリカ大統領及びマクリ・アルゼンチン大統領とそれぞれ会談した。